

# 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく

## 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

地方自治体が財政破綻すると、役場自体はもちろんのこと、住民のみなさまにとっても、税金をはじめ公共料金や保育料の値上げ、小学校の統廃合や補助金の廃止・削減、道路整備などの中止・延期など様々な行政サービスの低下により、日々の生活に重大な影響を及ぼします。

このような状況にならないために、平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。この法律に伴い、地方公共団体は、毎年度4つの財政指標（健全化判断比率）及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

上島町の健全化判断比率及び資金不足比率は算定の結果、下表のとおりとなりました。

令和元年度決算において算出した比率については、早期健全化基準及び経営健全化基準をいずれも下回っており良好な状況にあると認められました。

今後も、住民の皆様にご心配をおかけすることの無いよう、引き続き健全財政の運営に努めてまいります。

### 令和元年度 健全化判断比率及び資金不足比率

#### ■財政健全化判断比率

| 指 標       | 上島町の比率               | 判 断 基 準      |             |
|-----------|----------------------|--------------|-------------|
|           |                      | 早期健全化基準【黄信号】 | 財政再生基準【赤信号】 |
| ①実質赤字比率   | －％（－％）               | 15.0％        | 20.0％       |
| ②連結実質赤字比率 | －％（－％）               | 20.0％        | 30.0％       |
| ③実質公債費比率  | <b>12.3％</b> （11.4％） | 25.0％        | 35.0％       |
| ④将来負担比率   | <b>44.2％</b> （29.1％） | 350.0％       | —           |

（注）①②は黒字の場合「－」表示となります。（ ）書きは前年度の比率です。

#### ■資金不足比率

| 会 計 名                | 上島町の比率 | 判断基準  |
|----------------------|--------|-------|
| 上水道事業会計／簡易水道事業会計     | －％（－％） | 20.0％ |
| 公共下水道事業会計／農業集落排水事業会計 | －％（－％） | 20.0％ |
| 浄化槽事業会計／船舶事業会計       | －％（－％） | 20.0％ |

（注）資金不足がない場合は「－」となります。（ ）書きは前年度の比率です。

## 財政健全化判断比率について

### ① 実質赤字比率【早期健全化基準 15.0%】

該当なし「—%」

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。また、判断比率には段階的に基準が設定されており、黄信号となる早期健全化基準と赤信号となる財政再生基準があります。

なお、令和元年度の上島町の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

|        |   |
|--------|---|
| 実質赤字比率 | 一般会計等の収支が黒字だったのか、赤字だったのかを判断する指標。上島町は黒字のため「—」で表示しています。 |
|--------|---|

### ② 連結実質赤字比率【早期健全化基準 20.0%】

該当なし「—%」

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。また、判断比率には段階的に基準が設定されており、黄信号となる早期健全化基準と赤信号となる財政再生基準があります。

なお、令和元年度の上島町の全会計において実質赤字及び資金不足はいずれも生じておらず、連結赤字比率は該当ありません。

|          |   |
|----------|---|
| 連結実質赤字比率 | 全ての会計を合算して、町全体としての収支が黒字だったのか、赤字だったのかを判断する指標。上島町は黒字のため「—」で表示しています。 |
|----------|---|

### ③ 実質公債費比率【早期健全化基準 25.0%】

**12.3%** (H30:11.4% H29:10.6%)

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率(過去3ヶ年の平均)であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今年度の比率は、前年度に比べ0.9ポイントの微増となりました。

|                |   |
|----------------|---|
| <b>実質公債費比率</b> | 一般会計等の元利償還金、公営企業会計に対する繰出金や一部事務組合への負担金のうち元利償還金など、一般会計が実質的に公債費を負担したと考えられるものと、標準財政規模(交付税の算定に加味された償還金を除く)とを比較し、その負担の大きさを示す指標です。 |
|----------------|---|

### ④ 将来負担比率【早期健全化基準 350.0%】

**44.2%** (H30:29.1% H29:27.6%)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

これらの比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

|               |   |
|---------------|---|
| <b>将来負担比率</b> | 一般会計等の地方債残高や出資法人への損失補償など地方公共団体が将来支払う可能性のある負債額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すものです。 |
|---------------|---|

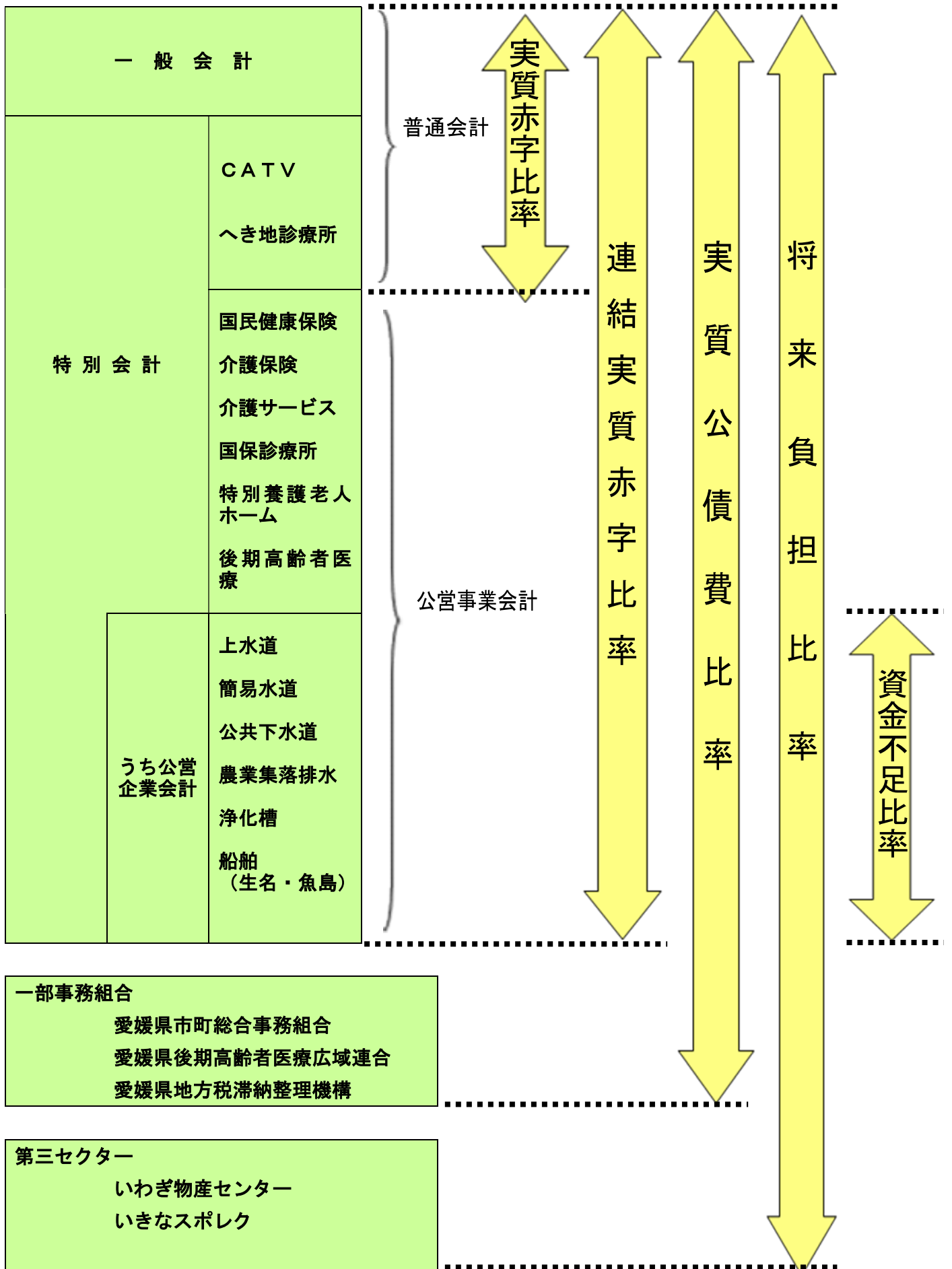
## 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20.0%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度においては資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

なお、上水道事業会計・船舶事業会計(生名)以外の会計については赤字分を一般会計からの繰入金により補てんしています

# 上島町会計区分のイメージ



## 【参考】

### ■制度の特徴

財政健全化法では、地方自治体の財政状況を、単年度の収支のみならず、町の貯金や税金と借金とのバランス、水道や下水道といった特別会計の経営状態、愛媛県市町事務組合や愛媛県後期高齢者医療広域連合などの一部事務組合への支出など、今後、町の財政にどれだけ負担となるかを財政健全化判断比率として数値化して、将来にわたって町の財政状況を的確に把握し、早期に健全化を図ろうというものです。また、その判断比率は段階的に基準が設けられており、黄信号となる早期健全化基準、赤信号となる財政再生基準があります。この基準を超えた場合には、自動的に早期健全化団体、または財政再生団体となります。

### ■判断基準を超えた場合

#### 早期健全化団体

健全化判断比率の4指標のいずれか1つでも早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行い、実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字の解消を図り、他の2指標は基準未滿となることを目指します。

- ・財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。

#### 財政再生団体

健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行い、実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字の解消を図り、実質公債費比率は基準未滿となることを目指します。

- ・財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能
- ・毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。

**資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。**

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受ける場合があります。